

広島県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

小田白市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市河内町小田字門前二四三番二地先から 東広島市河内町小田字賀登沖一五五二番二地先まで		九・五〇〃 一一・七〇〃		四三〇・〇〇	
	一三・一〇〃 一七・四〇〃			四三〇・〇〇	拡幅